

令和8年度山形県介護職員相談窓口設置事業基本仕様書

1 目的

介護職員の離職理由の上位を占める職場の人間関係の問題や職場への不満など、日々の業務上の悩みについて何でも気軽に相談できる窓口を設置し、介護職員の離職防止を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の概要

(1) 相談窓口の設置

- ① 相談員を1名以上配置し、介護職員からの業務上の相談に対応する。
- ② 相談内容のうち、雇用条件やパワーハラスメントなど労働関係法令に関するものや、受託者が必要と判断した場合には、相談員とは別に専門家により対応できる体制とし、相談に応じるものとする。

(2) その他

相談員は、相談内容等により、他の専門の相談窓口と連携し、相談に応じるものとする。

4 関係機関等との連携

事業の運営にあたっては、山形労働局、市町村及び地域包括支援センター等の相談体制を持つ関係機関等との連携に努めること。

5 広報活動

介護職員相談窓口の所在地、電話番号、事業内容等を広く介護職員に知らせるため、広報紙の活用、チラシ及びポスターを作成し、積極的な広報活動を行うこと。

6 窓口相談で使用する場所の確保及び設置場所

窓口相談で使用する場所については、受託者が確保し、山形県内に設置するものとする。

7 留意事項

- (1) 受託者は、個人情報取扱事務に従事している者に対し、当該個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該職員が退職後にあっても同様とする。
- (2) 受託者は、業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守すること。